

## 座間味村「带状疱疹任意予防接種費用一部助成事業」のお知らせ

座間味村では 50 歳以上の村民を対象に、带状疱疹任意予防接種費用の一部助成を開始します。

◆助成の対象者：本村の住民基本台帳に記載されている者で以下の者

| 助成対象者    | 助成額                        | 助成回数       |
|----------|----------------------------|------------|
| 50 歳以上の者 | 経費の二分の一とし、<br>上限は 10,000 円 | 1 人につき 2 回 |

◆助成期間：接種日が令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日

◆償還払いの申請に必要なもの

- ①接種した予防接種の記載のある領収書
- ②振込先銀行口座の分かるものの写し（通帳やカードの写し）
- ③身分証明書（名前、住所が確認できるもの）
- ④座間味村带状疱疹予防接種費助成金交付申請書（様式第 1 号）



50 歳以上の方は、ワクチン接種をすることによって带状疱疹の発症率の低下や重症化予防ができます。带状疱疹を予防するワクチンは 2 種類ありますがいずれも任意接種として行われています。

任意接種は、接種を受ける者と接種医との相談によって判断し行われる仕組みになっています。



\*接種を希望される方は、予防接種の種類とそれぞれの効果と副反応について十分に理解したうえで接種の判断をしてください。

詳しくは座間味村役場住民課までお問い合わせください。

お問合せ先：座間味村役場住民課 電話 098-896-4045